

平成30年度実施保健事業の評価

事業名	目的	対象者	事業内容	実施方法	実施機関	実施場所	目標(値)	実施結果	評価
健康診査事業	健康診査を通じて健康の保持増進、疾病を早期発見することで医療費の適正化を図る。	後期高齢者医療被保険者(除外対象あり)	問診・身体計測・血圧・血液検査等の基礎検査項目および詳細項目のうち血清クレアチニンおよびeGFRの17項目についての検査等を行う。	受診券発送により、医療機関又は地区巡回健診にて受診	県医師会および医療機関又は地区健診実施機関		受診率1%ノ年 向上	【受診率】 平成28年度:25.10% 平成29年度:25.60% (前年度比+0.5%) 平成30年度:26.27% (前年度比+0.67%) ⇒受診率は向上したが、0.67%の向上にとどまった。	C
健診未受診者受診勧奨事業	健康診査の受診を勧奨し、健康の保持増進、疾病の早期発見による医療費の適正化を図る。	前年度、健診未受診かつ医療機関での健診相当の検査も受診していない被保険者	上記対象者に対し、受診勧奨通知を送付(年齢65~84歳、要介護4、5を除く被保険者)し、翌年度に勧奨対象者の受診状況を確認する。	KDBシステム、特定健診システム等の活用により対象者を抽出し、個別に受診勧奨通知を送付する。対象者一覧は各市町村に送付し、情報を共有して受診勧奨を呼び掛けてもらう。	広域連合事務局		①受診勧奨対象者の20%の健診受診 ②健康状態不明者0.2%ノ年 減少	目標の①および②いずれも未達成 ①:5.81% ②:0.14%	C
精密検査受診勧奨事業	健康の保持増進、疾病の早期発見、早期受診により、重症化を防ぎ、医療費の適正化を図る。	健康診査を受診し、有所見であったにもかかわらず、その後医療機関を受診していない被保険者	上記対象者に対し受診勧奨通知を送付し、翌年度の6月以降にレセプト情報等を確認することで受診状況を確認する。	KDBシステム、特定健診システム等の活用により対象者を抽出し、個別に受診勧奨通知を送付する。対象者のうち、特に重症度の高い被保険者には電話での健康相談勧奨も行う。対象者一覧は各市町村に送付し、情報を共有して受診勧奨を呼び掛けてもらう。	広域連合事務局		受診勧奨対象者の30%の医療受診	勧奨対象者223人 ⇒勧奨後、72人が医療受診(受診率32.3%)	A
重複・頻回受診者への訪問指導事業	重複受診者及び頻回受診者に対し、適正な受診指導や健康指導を行い、医療費の適正化を図る。	1月のレセプト件数(歯科及び調剤を除く)が概ね4件以上あった者および1件のレセプトで、診療日数が1か月間で概ね15日以上となっている者	レセプトから抽出した対象者に相談員が随時訪問(2回)し、受診指導や健康指導を行う。	広域連合で対象者候補を抽出し、広域連合と事業委託業者が連携して最終候補者を選定。委託業者の相談員が訪問・指導・相談を行う。	広域連合と事業委託業者	姫島村を除く県内17市町	①1人当たり1か月当たり医療費30,000円減 ②改善割合50% ③改善割合2%ノ年 向上	延べ433人(実人数244人)に訪問指導を実施 効果額:16,649円ノ月 改善割合:54.92%ノ月 【改善割合】 平成28年度:60.11% 平成29年度:54.42% (前年度比▲5.69%) 平成30年度:54.92% (前年度比+0.5%) ⇒改善割合は向上したが、0.5%の向上にとどまった。	B
後発(ジェネリック)医薬品普及促進事業	医療費の適正化及び被保険者の医療費負担の軽減を図る。	レセプト情報から、ジェネリック医薬品が存在し、切り替えした場合200円以上の軽減が見込まれる者	後発医薬品に切り替えた場合の差額通知を送付し、後発医薬品の利用を促す。		広域連合及び委託業者(大分県国保連合会)		利用率3%ノ年 向上	普及率 平成30年7月診療時:73.5% 平成31年4月診療時:76.0%	B
事業名	目的	対象者	事業内容	実施方法	実施機関	実施場所	目標(値)	実施結果	評価
歯科口腔健診事業	歯科口腔健診を行うことで口腔機能低下を予防し、疾病予防に繋げる。	毎年度の76歳年齢到達者	上記対象者を対象に受診券を送付し、契約歯科医療機関にて歯科健診を実施	県歯科医師会並びに県歯科医師会非会員の歯科医療機関と委託契約を締結し事業実施。対象者に受診券を送付し、広域連合が指定する歯科医療機関で実施期間中に年1回、無料で健診を受診する。	大分県歯科医師会、健診参加歯科医療機関	県内の契約歯科医療機関	健診受診率10%維持	健診受診率:12.94% 健診対象者数:13,150人 健診受診者数:1,702人	A
歯科口腔要治療判定者受診事業	歯科口腔機能の改善により、肺炎や生活習慣病、フレイル・オーラルフレイルの予防に繋げる。	前年度の歯科口腔健診で、①要治療と判定された者のうち、その後歯科受診していないと判断できる者、②要治療判定は無いが、嚥下機能評価で問題ありと判定された者、いずれか	上記対象者に対し個別に受診勧奨通知を送付する。	歯科口腔健診結果、KDBシステムの活用により対象者を抽出し、個別に受診勧奨通知を送付する。対象者一覧は各市町村に送付し、情報を共有して受診勧奨を呼び掛けてもらう。	広域連合事務局		受診勧奨対象者の20%の医療受診	勧奨対象者89人 ⇒勧奨後、31人が歯科受診(受診率34.9%)	A
市町村連携事業	市町村との連携を図ることで被保険者に対して切れ目のない保健事業を展開する。	広域連合と構成する市町村	広域連合が保有する健康データ等の情報共有や保健事業部の開催により、市町村と連携した体制を作る。	①広域連合主催の保健事業部会を開催 ②各種健康データ等の共有	広域連合事務局、市町村など			・広域連合保健事業部会を12月に開催 ・10市町を訪問し、国保・ヘルス・介護部門の担当者らと意見交換や協議を行った。 ・未受診者勧奨等の事業において、市町村から協力を得られた。 ・令和元年度事業の協力を得られ、新規事業展開に繋がった。 ・市町村担当者との人脈が構築できた。	A

評価基準

達成度	評価
目標値達成	A
目標値の80%以上目標値未満	B
目標値の80%未満	C